

# 2021年度 核兵器廃絶市民講座 第5回 「核兵器禁止条約の今後」

2022年2月5日（土）オンライン開催

核兵器廃絶日本NGO連絡会幹事

河合 公明

# 概要

- |     |                        |       |
|-----|------------------------|-------|
| 1.  | 核兵器禁止条約の誕生(1) (2)      | 1/20  |
| 2.  | 核兵器禁止条約の意義 (1) (2) (3) | 3/20  |
| 3.  | 核兵器禁止条約の課題             | 6/20  |
| 4.  | 日本の課題                  | 7/20  |
| 5.  | 政府への問い (1) (2)         | 8/20  |
| 6.  | 核抑止と拡大核抑止 (1) (2)      | 10/20 |
| 7.  | 核抑止と拡大核抑止の2つの問題        | 12/20 |
| 8.  | 日本の置かれた状況 (1) (2) (3)  | 13/20 |
| 9.  | 拡大核抑止の「威嚇偏重」理解(1) (2)  | 16/20 |
| 10. | 選択肢としての核兵器禁止条約 (1) (2) | 18/20 |
| 11. | 5つの課題                  | 20/20 |

参考文献

# 1. 核兵器禁止条約の誕生 (1/2)

## ▶ 条約の採択 (2017年)

- 2017年3月と6-7月、国連本部で交渉会議の開催。国連加盟193カ国中124カ国が参加
- 7月7日、国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成多数 (反対1、棄権1) で、核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW) が採択

## ▶ 条約の発効 (2021年)

- 2021年1月22日、50カ国・地域の批准・加入を得て発効
- 2022年2月1日現在、署名国86、締約国59
- 2022年3月22-24日、第1回締約国会議が開催予定

# 1. 核兵器禁止条約の誕生 (2/2)

## ▶ 禁止されること (Prohibitions)

### ■ 「いかなる場合にも」 禁止 (第1条)

- 開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用すると脅威
- 禁止されている活動の援助、奨励、勧誘
- 領域や管轄・管理下の場所への配置、設置、配備

## 2. 核兵器禁止条約の意義 (1/3)

### ▶ 害敵手段として禁止

#### ■ 国際人道法による規制

- 国際人道法における慣習法の規則で使用が禁止されない兵器は、使い方（害敵方法）の規制を受けるにとどまる

#### ■ 核兵器禁止条約による禁止

- 使い方ではなく、兵器そのもの（害敵手段）として核兵器を禁止する

## 2. 核兵器禁止条約の意義 (2/3)

### ▶ 核不拡散条約 (NPT) の履行の不均衡の是正

- NPT第6条の履行停滞と非核兵器国からの批判
  - 核軍拡の早期停止と核軍縮に関する**効果的な措置**
  - 国際管理の下での全面的で完全な軍備縮小に関する**条約**
- 核兵器禁止条約の機能
  - NPT第6条「核軍縮」義務を**補完**
  - NPT第2条「不拡散」義務と第6条「核軍縮」義務の履行における不均衡を是正する試み ⇒ NPTに対する含意

## 2. 核兵器禁止条約の意義 (3/3)

### ▶ 安全保障のための核兵器という言説への疑問

- 人々にとって重要なのは、生命や幸福といった価値
  - 今日問われているのは、**軍事や兵器を安全保障と同一視する**  
**思考そのもの**
- 核兵器禁止条約の問い
  - 核兵器は生命や幸福という価値を守るのか

# 3. 核兵器禁止条約の課題

## ▶ 条約を広める

### ■ 禁止から廃絶へ

- 禁止は歴史的な一歩。しかし到達点ではない
- 法的禁止を先行させ、そこから廃絶への道筋をどうつくるか

### ■ 条約に示された課題

- 締約国は、全ての国によるこの条約への**普遍的な参加を目標**として、この条約の締約国でない国に対し、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する（第12条）

## 4. 日本の課題

### ▶ どう取り組むか

- 核兵器に安全保障を依存する国
  - 核兵器の保有国のみならず、保有国の核兵器に依存する国も同様
  - 日本政府は、米国の拡大核抑止に依存する安全保障政策を採用
- 世論調査に示された民意
  - 核兵器禁止条約：約7割が署名・批准を支持
  - 「核の傘」に依存する安全保障政策：6割を超える支持

## 5. 政府への問い (1/2)

### ▶ 岸田首相の発言

- 核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合  
(2021年12月9日)
  - 「核兵器の質的・量的向上の制限」 をかける
  - 国際的に信頼できる検証体制の構築に向け、努力を傾注しつつ核兵器の数を着実に減らしていく

## 5. 政府への問い (2/2)

### ▶ 問うべき論点

#### ■ 自らの依存を減らす行動

- 「核兵器の質的・量的向上の制限」をかけるとしても、**核兵器を必要とする国がある限り、それは可能か**
- 核兵器を必要としているのは、**核兵器の保有国のみならず、その核兵器に依存する国も同様。日本もその1カ国**
- 「核兵器の質的・量的向上の制限」をかけるならば、日本は、**自らの依存を減らす**ためにどう努力するのか

## 6. 核抑止と拡大核抑止 (1/2)

### ▶ 核抑止

- 受け止められないほど有効な反撃が、核兵器で行われるとの恐怖を相手に引き起こし、自らに対する軍事的な敵対行動を相手にとらせないこと（懲罰的抑止）
  - 核兵器の使用の**威嚇**を通じた交渉で、相手の行動を**断念**させることを企図
  - 核兵器は、使用よりも使用の**可能性**により、その保有国が敵対する相手国の**認識に働きかける**手段（阪中 1989）

## 6. 核抑止と拡大核抑止 (2/2)

### ▶ 拡大核抑止

#### ■ 同盟国のための核抑止

- 核抑止の働きかけは、核兵器を保有する国の**同盟国**に対し軍事的な敵対行動を取りうる相手も対象とされる

# 7. 核抑止と拡大核抑止の2つの問題

## ▶ 第1の問題

- 1945年8月の広島と長崎における原爆投下を最後に、今日まで武力紛争で核兵器が使用されなかったことは事実
- それが**今後も持続可能か**については、**何の保証もない**

## ▶ 第2の問題

- 核抑止は、相手の軍事的な敵対行動を**断念**させることに焦点
- 敵対行動が**未然に防止できなかった**場合、**どう対処するのか**という問いに**答えを提供しない**

## 8. 日本の置かれた状況 (1/3)

### ▶ 安全保障の環境の変化

#### ■ 抑止と対処

- 2004年の防衛大綱（16大綱）は、日本を取り巻く安全保障環境の変化への対応のため、「抑止」から「対処」を重視する方針へ
- 2018年の防衛大綱（30大綱）は、防衛の目標として、①望ましい安全保障環境の創出、②抑止、③対処を挙げた
- 相手国による軍事的な敵対行動が発生した場合、どう「対処」するのか。その時に、核兵器にどのような役割を担わせるのか

## 8. 日本の置かれた状況 (2/3)

### ▶ 安全保障の技術の変化

#### ■ 核戦略への影響

- 精密誘導技術、遠隔検知技術の向上
- 人工知能の進歩、サイバー、宇宙、電磁波空間といった活動領域の拡大
- こうした変化は、米国の拡大核抑止に依存する日本の安全保障にどのような含意を有するか

## 8. 日本の置かれた状況 (3/3)

### ▶ 進む現実

- 核兵器使用のリスクの高まり
  - 日本周辺が「核リスクのホットスポット」になっている、との指摘 (吉田 2021)
- 日米の「核同盟化」
  - 拡大抑止協議を通じ、日本が米国の核政策の「能動的なステークホルダー」化している、との指摘 (太田 2021)

# 9. 拡大核抑止の「威嚇偏重」理解 (1/2)

## ▶ 拡大核抑止政策の論理

### ■ 論理の構造

- 世界的に核兵器の廃絶が見通せない
- 地域的に核兵器の脅威が存在する
- そうである以上、日本の安全保障は米国の保有する核兵器への依存を**必要**とする (第201回国会衆議院外務委員会茂木外相答弁)

### ■ 拡大核抑止の「威嚇偏重」理解

- 日本の政策は、核兵器の使用よりも**使用の威嚇を念頭**に置いていないか

## 9. 拡大核抑止の「威嚇偏重」理解 (2/2)

### ▶ 「威嚇偏重」理解の問題点

- 論点化されない核兵器の使用
  - 核兵器を使用する立場にある米国、その立場にない日本
- 「核の傘」という言説
  - 「核の傘」との言説に潜む**受動性のレトリック**。
  - 「差し掛けられた」との受け身の修飾語による**二重の受動性**
- 問うべき論点
  - 核兵器使用のリスクが高まる中での核兵器の役割とその含意
  - 国際人道法との関係における未検討の問題

# 10. 選択肢としての核兵器禁止条約 (1/2)

## ▶ 再び安全保障について考える

### ■ 命と暮らしを守るという目的

- 安全保障政策の目的は「国民の命と暮らしを守る」こと ([第207回国会岸田首相所信表明演説](#))
- 米国の拡大核抑止に依存する日本の安全保障政策が、目的にかなう手段であるか否かの検討は不要か

### ■ 核兵器という手段

- 「命と暮らし」という価値（目的）の実現に資するか
- 広島と長崎の経験から何を学ぶか

# 10. 選択肢としての核兵器禁止条約 (2/2)

## ▶ 他に考えられる選択肢の検討

### ■ 選択肢としての核兵器禁止条約

- 手段に問題点が見出されるのであれば、代替可能な政策的選択肢に関する議論が必要
- その選択肢から核兵器禁止条約を除く必要はあるか

### ■ 締約国会議へのオブザーバー参加の意義

- 核兵器禁止条約の第1回締約国会議へのオブザーバー参加により、選択肢について意見を交わすことは有益
- 自らの核兵器への依存を減らす努力

# 11. 5つの課題



## PROPOSALS TO NPT 2022

NPT(核不拡散条約) 再検討会議への提案  
核兵器廃絶日本 NGO 連絡会



核兵器廃絶日本NGO連絡会は、2022年に延期されたNPT再検討会議に向け日本政府に5項目を要請（2021年12月）。要請を視覚的に表現したアイコンも作成

- アイコンのダウンロードは [こちら](#)
- 要請書は [こちら](#)

# 参考文献

- 秋山信将・高橋杉雄（編）『核の忘却の終わり—核兵器復権の時代』（勁草書房、2019年）。
- 太田昌克「『日米核同盟化』の進展とその含意」『国際政治』第203号（2021年）142-158頁。
- 核兵器廃絶日本NGO連絡会「核兵器禁止条約 これまでの経緯と今後の課題」（2017年）。At [https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2017/06/07/nwbt\\_summary/](https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2017/06/07/nwbt_summary/).
- 河合公明「安全保障政策と市民社会：核兵器廃絶日本NGO連絡会を事例として」『NPT発効50年：「核のある世界」に立ち向かう』（長崎大学核兵器廃絶研究センター、2020年）70-74頁。At [https://nagasaki-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=942&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://nagasaki-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=942&item_no=1&page_id=13&block_id=21).
- 河合公明「核兵器に依存しない日本の安全保障のために」『世界連邦ニューズレター』第668号（世界連邦運動協会、2021年）4-5頁。At <http://sophiruka.sakura.ne.jp/wfmi/newsletter-wfmjapan/WFMJ-newsletter668b.pdf>.
- 川崎哲『新版 核兵器を禁止する』（岩波書店、2018年）。
- 黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』第14号（2017年）15-32頁。At <http://hdl.handle.net/10775/3483>.
- 阪中友久「転換期の核抑止と軍備管理—その展望—」『国際政治』第90号（1989年）1-18頁。At [https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaiseiji1957/1989/90/1989\\_90\\_1/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaiseiji1957/1989/90/1989_90_1/_pdf/-char/ja).
- 佐藤行雄『差し掛けられた傘—米国の核抑止力と日本の安全保障』（時事通信社、2017年）。
- 鈴木達治郎『核兵器と原発：日本が抱える「核」のジレンマ』（講談社、2017年）。
- 土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り（第2版）』（有斐閣、2014年）。
- 中村桂子『核のある世界とこれからを考えるガイドブック』（法律文化社、2020年）。
- 真山全「国際赤十字赤新月運動による核兵器使用法的評価—2011年代表者会議決議1『核兵器廃絶への取組』—」『人道研究ジャーナル』Vol.3（日本赤十字国際人道研究センター、2014年）6-18頁。At [https://www.jrc.ac.jp/application/files/7815/4994/0454/journal\\_vol3.pdf](https://www.jrc.ac.jp/application/files/7815/4994/0454/journal_vol3.pdf).
- 山田寿則「核兵器禁止条約（TPNW）の検討」『文教大学国際学部紀要』第28巻2号（文教大学、2018年）103-125頁。At [https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=6830&item\\_no=1&page\\_id=29&block\\_id=40](https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6830&item_no=1&page_id=29&block_id=40).
- 吉田文彦他編著『第三の核時代：破滅リスクからの脱却』（長崎大学核兵器廃絶研究センター、2021年）。

VIL SOCIETY

TAIDEN®

TAIDEN®

CH:00 Floor

Mic

0t

2

3

4

CPNW 2017

7 Jul 2017

ご清聴ありがとうございました

# (追補) 核兵器禁止条約交渉会議へのプロセス 1

## ▶ 核不拡散条約 (NPT) 再検討会議 (2010年)

### ■ 最終文書 ([NPT/CONF.2010/50 \(Vol. I\)](#))

結論ならびに今後の行動に向けた勧告 ([和訳](#))

- 核兵器のない世界の平和と安全の達成を決意 (A-i)
- 第6条で誓約した核軍縮に向け、保有核兵器の完全廃棄を達成する核兵器国の明確な約束を再確認 (A-ii)
- すべての国にとり強化され、減じない安全という原則の再確認 (A-iv)
- 核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結末への深い懸念の表明、国際人道法を含む適用可能な国際法の遵守の必要性の再確認 (A-v)
- 核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての締約国が特別な努力を払う必要性を強調 (B-iii)
- 核兵器の完全廃棄が核兵器の使用や使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認 (C-i)

# (追補) 核兵器禁止条約交渉会議へのプロセス 2

## ▶ 核兵器の人的影響に関する国際会議 (2013-14年)

- オスロ (2013年3月)、ナジャリット (2014年2月)、ウィーン (2014年12月) で開催。国連・国際機関、各国政府、市民社会の代表が参加

- 事態への対応は不可能

いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発が直ちにもたらす人道上の緊急事態に適切に対応し、被害者に対して十分な救援を提供し、そのような対応能力を確立することは、いかなる試みをもってしても不可能

- 影響は時間的に制御不可能

これまでの歴史から得た経験は、核兵器の使用や実験が、即時的にも長期的にも壊滅的な結果をもたらすことを実証

- 影響は空間的に制御不可能

核兵器の爆発の結果は国境を超え、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響

# (追補) 核兵器禁止条約交渉会議へのプロセス 3

## ▶ 国連総会決議 (2015年)

- 「多国間核軍縮交渉を前進させる」決議 ([A/RES/70/33](#))
  - ⇒ 翌年、オープンエンド作業部会を開催することを決定
- 関連する決議
  - 「核兵器の人道上の結末」決議 ([A/RES/70/47](#))
  - 「核兵器の禁止と廃絶のための人道的誓約」決議 ([A/RES/70/48](#))
  - 「核兵器のない世界に向けての倫理的要請」決議 ([A/RES/70/50](#))

## ▶ 国連作業部会と国連総会決議 (2016年)

- 2016年2月、5月、8月、ジュネーブの国連欧州本部でオープンエンド作業部会が開催
- 2016年12月、国連総会決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」 ([A/RES/71/258](#)) が採択され、多国間核軍縮交渉を開始することを決定